

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	四四
告 示	〇洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川を指定する件	四五
公 告	〇平成二十二年六月二十九日付け第二千九十三号中	四五
	〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	四六
	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四六
	〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四六
	〇洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について洪水予報を行う件	四五
	〇浸水想定区域を指定した件二件	四五
	〇落札者を決定した件	四五
	〇一般競争入札を行う件	四五
	正 誤	

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月十六日

福島県規則第四十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

福島県知事 佐藤 雄 平

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十三年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二株式会社七十七銀行の項中「、四倉支店」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第四百八十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川として、次の河川を指定する。

平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

河川名	区 間
真野川	左岸 南相馬市鹿島区御山山下から海まで 右岸 南相馬市鹿島区山下字田尻から海まで
小高川	左岸 南相馬市小高区小屋木字新田から海まで 右岸 南相馬市小高区吉名字新西迫から海まで

(河川整備課)

公 告

公告第二百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月七日
- 二 名称
特定非営利活動法人あつまっぺ
- 三 代表者の氏名
菅野 信二
- 四 主たる事務所の所在地
福島県石川郡浅川町大字里白石字宿裏百七十七番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児(者)、高齢者が、個人の特性を尊重しながら自分らしさを失わず社会の一員としての誇りと自信を持ち、のびのびと社会参加していくための支援とサービスに関する事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月六日

二 名称

特定非営利活動法人元氣になろう福島

三 代表者の氏名

本田 静

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市泉字堀ノ内前十八番地の十三

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県内の地域の活性化等に取り組んでいる事業主体、あるいは地域住民に対して、地域活性化に寄与することが出来ると考えられる各種提言を行うとともに、その実現に向けた具体的なプロジェクトの構築についての支援やコンサルティング業務を行う。また、福島県内の各地域が魅力のある地域となるための調査、研究を行うとともに公益の増進に寄与することの出来る様々な活動を支援することにより、地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月八日

二 名称

特定非営利活動法人アイ・キャン

三 代表者の氏名

佐久間 啓

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市安積四丁目三番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、居宅での生活に支障がある精神障害者及び就労している精神障害者に對して生活寮を設置し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行い、もって精神障害者の社会復帰と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津坂下町只見川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 伊藤 信正

同 藤川 文仁

同 小林 幸雄

同 小野 重雄

同 鈴木 衛

同 加藤 健

同 椎野 惣一

同 廣瀬 東洋

同 長谷川 正敏

同 長谷川 一男

同 山口 幸一

同 就任した役員

役別 氏名

理事 伊藤 信正

同 藤川 文仁

同 廣瀬 東洋

同 鈴木 衛

同 椎野 惣一

同 長谷川 正敏

同 小野 修

同 小野 稔

住所

河沼郡会津坂下町大字東松字杉山五九二番地

同 町大字片門字片門甲五〇番地

同 町大字坂本字村中丁一九四番地一

同 町大字坂本字村中乙六三番地

同 町大字東松字前稲干田四五〇番地

同 町大字片門字南二三七番地

同 町大字高寺字窪倉二八七番地

同 町大字高寺字舟渡四五八八番地

同 町大字片門字片門甲六二番地

同 町大字東松字東天屋五一七番地

同 町大字高寺字窪一七九六番地

同 住所

河沼郡会津坂下町大字東松字杉山五九二番地

同 町大字片門字片門甲五〇番地

同 町大字高寺字舟渡四五八八番地

同 町大字東松字前稲干田四五〇番地

同 町大字高寺字窪倉二八七番地

同 町大字片門字片門甲六二番地

同 町大字坂本字村中丁一九四番地

同 町大字坂本字村中乙六三番地

同 町大字坂本字村中乙六六番地

監事 加藤 健 同 郡同 町大字片門字南二三七番地
 同 長谷川 一男 同 郡同 町大字東松字東天屋五一七番地
 同 山口 幸一 同 郡同 町大字高寺字窪一七九六番地

(農村計画課)

公告第百八十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十一条第一項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として平成二十二年七月十六日に指定した宇多川について、次のとおり気象庁と共同して洪水予報を行う。
 平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

水系名	河川名		実施区間	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当部署
	宇多川	宇多川			
	左岸 相馬市山上(堀坂橋)	右岸 相馬市今田(堀坂橋)	相馬市岩子字中島(松川浦)	中村水位観測所	福島県相双建設事務所企画管理部管理課 気象庁福島地方気象台技術課

(河川計画課)

公告第百八十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、同法第十一条第一項の規定により洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として指定した宇多川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。なお、当該指定に係る図面を福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

(河川整備課)

公告第百八十四号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、同法第十三条第二項の規定により洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として指定した小泉川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、当該区

域が浸水した場合に想定される水深を定めた。なお、当該指定に係る図面を福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十二年七月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平 (河川整備課)

公告第285号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成22年7月16日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
 福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式(据付け、調整、機器保守等を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局出納総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 平成22年5月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 日通商事株式会社 東京都中央区築地五丁目6番10号
- 5 落札金額
 330,155,175円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成22年4月2日

(出納総務課)

公告第286号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
 平成22年7月16日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 平成22年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年10月29日(金)
- (4) 納入場所 福島県教育センター(福島県福島市瀬上町字五月田16番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年8月10日(火)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 - 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年7月23日(金)午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年8月31日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月30日(月)午後5時15分までに必着のこと。)
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

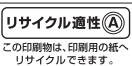
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Utsukushima Education Network System Iset
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 31 August 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 30 August 2010
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima - shi, Fukushima, 960-8670 Japan TEL024-521-7563
(入札用度課)

取 扱

ペーシ	送	行	出	送
-----	---	---	---	---

○平成二十二年六月二十九日付け第二千九百九十三号中(原稿送)

四二七	下	後5か 5一一	農山漁村活性化プロシエム ト支援交付金事業	農山漁村活性化プロシエム ト支援交付金事業
-----	---	------------	--------------------------	--------------------------



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

福 島 県 印 刷 所 有 限 公 司 一 号 室